

葛飾区監査委員告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年度第1回定期監査(庁内等)及び令和5年度第1回工事監査の結果に基づき講じた措置について、葛飾区長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月11日

葛飾区監査委員	今 關 総一郎
同	反 町 直 志
同	峯 岸 良 至
同	山 本 ひろみ

令和5年度第1回定期監査（庁内等）の結果に基づき講じた措置について

1 支出及び現金出納事務を適正に行うべきもの

〔指摘事項〕 私費による立替払（3件）

立替払は、地方自治法及び同施行令並びに葛飾区会計事務規則に規定されていない不適切な支払方法である。しかしながら、以下の3件の事例については、資金前渡で受領した現金の不足等により、私費による立替払を行っていた。公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因ともなるため、今後は、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項①〕 私費による立替払

（環境課）

駐車場料金の支払にあたって、資金前渡で受領した現金が不足し、2,000円の立替払を行っていた。

【講じた措置】

駐車料金の支払については、本来、前渡金を使用するところであるが、今回の件については、駐車料金支払時、前渡金が不足したため、やむを得ず職員の立替払を行ってしまったものである。

立替払は地方自治法上認められておらず、会計事務規則に基づかない不適切な事務取扱である。このような事態が二度と発生しないよう、必ず前渡金により駐車料金を支払うことについて、当該職員だけでなく課内の全職員に周知を行った。

また、前渡金を使用した職員は、速やかに領収書と残金を前渡金担当者に提出することや、前渡金担当者は、前渡金の使用実績を毎日確認し、不足が見込まれる場合には、速やかに前渡金請求の手続を行うことを徹底した。

今後も職員の相互確認により、前渡金が不足することがないように十分注意することにより再発防止に努める。

【指摘事項②】 私費による立替払

(産業経済課)

駐車場料金の支払にあたって、資金前渡で受領した現金の持参を失念し、440円の立替払（電子マネー使用）を行っていた。

【講じた措置】

本件については、有料駐車場使用料の支払にあたり、資金前渡で現金を受領していたにもかかわらず職員がその現金を持参しなかったため、ICカードで立替払を行ってしまったものである。

立替払は地方自治法上認められておらず、葛飾区会計事務規則に基づかない不適切な処理である。このような事態が二度と発生しないよう、必ず前渡金により駐車料金を支払うことについて、当該職員だけでなく課内の全職員に周知徹底を行った。

今後も庁用車を使用する場合には、職員同士で声掛けを行うなど、前渡金の持参を失念することがないよう十分注意することにより再発防止に努める。

【指摘事項③】 私費による立替払

(危機管理課)

有料道路料金の支払にあたって、同一経路における往路と復路の料金が違っていたことから、資金前渡で受領した現金が不足し、730円の立替払を行っていた。

【講じた措置】

往復路の有料道路通行料を算出した際、復路の金額を調べず、往路と同一の金額で計算し、資金前渡で現金を受領した。出張先から帰路につき、有料道路通行料を支払う際に、不足額が発生していることが発覚し、やむを得ず私費による立替払を行ったものである。

今後、このような事例が発生しないよう、立替払は、地方自治法及び同施行令並びに葛飾区会計事務規則に規定されていない不適切な支払方法であること、また、有料道路を利用する際は、往路と復路の金額を調べ、適切な金額で資金前渡受領の会計処理を行うことについて、課内において周知・徹底を図った。さらに、会計処理時に係長と課庶務担当者がダブルチェックを行うことで再発防止に努める。

2 契約事務を適正に行うべきもの

【指摘事項①】 契約手続を行う前の発注等

(危機管理課)

「葛飾区自動応答サービス提供委託」（264,000円）について、契約手続を行わないまま発注し業務を行わせ、委託開始後1か月以上たってから契約手続を行っていた。

葛飾区契約事務規則第43条第1項により、「契約担当者は、競争入札により落札者が決定したとき又は随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を2通作成しなければならない。」とされ、さらに、同規則第74条の2では、「契約の締結の請求、通知等の経理については、別に定める場合を除き、財務会計システムにより行うものとする。」とされている。定められた契約手続を経ていない契約は、区としての意思決定の正当性を確認できない極めて不適切な事務処理である。規定に従った事務処理を遵守するとともに、不適切な事務等が発生しない事務処理手順及びチェック体制を強化されたい。

【講じた措置】

令和4年4月1日付けで「葛飾区自動応答サービス提供委託」の契約を締結する必要があったが、別途契約している「葛飾区情報配信サービス提供委託」に自動応答サービス提供委託の内容も含まれていると誤認していたため、事業者から指摘されるまで、契約手続を行っていなかったものである。

今後、このような事例が発生しないよう、仕様書の内容と事業者から提出された見積内容については、担当者と係長で精査・照合を徹底する。また、その際に疑問点が生じた場合は、速やかに事業者への確認を行う。あわせて、歳出予算執行管理表を活用し、担当者、係長、課庶務担当者と複数人で契約漏れがないか等、事務処理の進捗状況を確認していく体制を整え、チェック体制を強化することで再発防止に努める。

【指摘事項②】 契約手続を行う前の発注等

(危機管理課)

「河川監視カメラシステムクラウドサーバー利用料」(374,220円)について、契約手続を行わないまま利用し、利用開始後3か月以上たってから契約手続を行っていた。また、特命随意契約であるにもかかわらず、契約管財課の審査を受けていなかったほか、7月分の支払が履行確認から3か月以上経過していた。

葛飾区契約事務規則第43条第1項により、「契約担当者は、競争入札により落札者が決定したとき又は随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を2通作成しなければならない。」とされ、さらに、同規則第74条の2では、「契約の締結の請求、通知等の経理については、別に定める場合を除き、財務会計システムにより行うものとする。」とされている。定められた契約手続を経していない契約は、区としての意思決定の正当性を確認できない極めて不適切な事務処理である。

また、特命随意契約の締結にあたっては、事業者を選定した理由を明記した特命随意契約理由書を作成し、文書管理システムで随意契約の可否について契約管財課の審査を受け、財務会計システムで処理を行うこととされている。

さらに、支払事務については、「支払遅延の防止及び支払処理の迅速化について」(平成30年2月13日付け29葛総契第699号総務部長及び会計管理者連名通知)により、迅速な処理を行うこととされている。規定に従った事務処理を遵守するとともに、不適切な事務等が発生しない事務処理手順及びチェック体制を強化されたい。

【講じた措置】

令和4年7月1日からの河川監視カメラの運用開始に伴い、「河川監視カメラシステムクラウドサーバー利用料」について、契約を締結する必要があった、「河川監視カメラシステム構築・カメラ設置委託(債務負担行為)」でシステム構築すれば、クラウドサーバー利用料の契約は必要ないと思い込み、契約手続を行わず、特命随意契約に係る契約管財課の審査も受けていなかったものである。

今後、このような事例が発生しないよう、課内で契約事務や会計事務の手引きの内容について再確認を行った。また、財務事務の処理にあたって、不明な点がある場合には、係長や課庶務担当者への相談、契約管財課や会計管理課への確認を徹底することとした。

さらに、年度当初に契約や支払を行う時期について、グループウェアのスケジュールに登録するほか、歳出予算執行状況表を活用し、担当者、係長、課庶務担当者と複数人で契約漏れがないか、支払いの遅れがないか等、事務処理の進捗状況を確認していく体制を整え、チェック体制を強化することで再発防止に努める。

【指摘事項】 不経済な支出（3件）

歳出予算の執行に当たっては、葛飾区予算事務規則第2条第3項により、「歳出予算は、支出の目的及び性質に従い経済的かつ能率的に執行しなければならない。」とされている。しかしながら、以下の3件の事例は、印刷物の内容を誤って再印刷を行うなど、極めて不経済な支出を行っていた。規定に従った事務処理を遵守するとともに、不適切な事務等が発生しない事務処理手順及びチェック体制を強化されたい。

【指摘事項①】 不経済な支出

(財政課)

議案書に誤りがあったため、「令和4年度葛飾区各会計補正予算書ページ刷り直し製本」（18,700円）の契約を行っていた。

【講じた措置】

印刷物発注前の校正作業では、該当ページの作成者以外の2名で必ず確認作業を行っている。今回、誤りが発生した補正予算書における議案書も同様の作業を経ているが、誤りに気付かずに印刷を行ってしまったものである。

今回の事例を受け、議案書等の重要度の高い印刷物については、確認作業を行う職員2名のうち、係長級を1名以上割り当てることとし、確認体制の更なる強化を図る。また、管理監督者による適切な確認と指導を実施し、同様の誤りが発生しないよう課内で情報共有することで再発防止に努める。

【指摘事項②】 不経済な支出

(広報課)

「広報かつしか令和5年3月15日号」の記事（休日当番医等実施日）に誤りがあったため、「広報かつしか訂正文書の印刷」（299,750円）、「広報かつしか訂正文書配布委託（単価契約）」（1,508,083円）の契約を行っていた。

【講じた措置】

広報紙において、記事の内容に誤りがいないかの原稿チェックは、①初校日のチェック（原稿提出課への確認）、②複数人による読み合わせ1回目、③最終校正前の複数人による読み合わせ2回目、④最終校正、⑤検品（全課への確認）の計5回の工程で行っている。

本件については、③最終校正前の複数人による読み合わせ2回目で月の掲載漏れを発見したため、追加を行った際、本来は「3月」のところ、「4月」と掲載したものである。該当記事は、毎号定例的に掲載していたため、各担当者のチェックする意識がおろそかになっていたことが誤りに気が付けなかった要因の一つである。

今後このような事例を起こさないよう、従前の原稿チェックに加え、新たに最終校正時に日時や会場・電話番号などの固有名詞について最終チェックする工程を追加した。また、毎号掲載している定例記事についても、過去の事例を踏まえて注意するよう係内で周知徹底を図り、再発防止に努めていく。

[指摘事項③] 不経済な支出

(営繕課)

「高砂小学校自動火災報知設備受信機修繕」(当初契約金額821,700円)について、リース品である自動火災報知設備受信機を学校の保有設備と誤認し、修繕契約を締結し、不要な契約だと判明した段階では、受注者に受信機の発注等の費用が発生していたため、契約内容を変更し、この分の費用(599,500円)を支払っていた。教育総務課がリース品であることを認識せずに誤って修繕依頼をしたことが原因ではあるが、図面や実地調査等で確認すれば防げた事例である。

【講じた措置】

本事例を踏まえ、教育総務課から執行委任を受けた経費で実施する修繕については、修繕対象が区の所有物件であり、かつ、執行委任を受けた予算で修繕すべき対象であることを、これまで以上に確認したうえで執行伺を起票するよう努めている。

また、仮設校舎を設置して改築を行う学校については、教育総務課だけではなく、学校施設計画担当課にもリース契約や保守契約の内容を十分聴取したうえで執行伺を起票するよう徹底するとともに、今後、改築に着手する学校に関しては、教育総務課と学校施設計画担当課との情報交換や連携をより一層図っていくことで再発防止に努めていく。

【指摘事項】 自賠責保険の未契約

(地域防災課)

「水陸両用車の自賠責保険料」(18,260円)について、特殊自動車(水陸両用車2代分)の自賠責保険が満了していたにもかかわらず、更新契約を行っていなかった。

物損事故が発生した際に判明したものであるが、道路運送車両法により定められている自動車及び原動機付自転車は、自動車損害賠償保障法第5条により、自動車損害賠償責任保険等の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならないとされている。公用車は、自賠責保険の未加入期間が発生しないよう管理し、計画的な事務執行を行われたい。

【講じた措置】

水陸両用車2台は車検の必要のない災害対策用の小型特殊車両で、それぞれ平成30年1月16日、平成31年2月27日に登録するとともに自動車損害賠償責任保険等(以下「自賠責保険」という。)及び任意の自動車保険(以下「任意保険」という。)に加入し、運用を開始した。

その後、任意保険契約は更新したものの、自賠責保険については、加入の必要性はないものとの認識を持ち、契約更新を怠っていた。

当課職員が平成31年登録車で、ガードレール接触事故を起したことを発端に、自賠責保険が1年以上前に満了していたこと、同じく平成30年登録車も保険期間が満了していたことが判明し、速やかに自賠責保険に加入した。

今後、このような事例を繰り返さないよう、次の2点について取り組み、再発防止に努めている。

1 車両管理用フォルダの整備

ITパソコン上に、新たに当課で運用している全車両の管理用フォルダを作成し、車検時期、法定点検時期、保険期間などの更新時期等の一覧表を、車検証・保険証券等の画像データとともに格納し、管理することとした。

2 車両への自賠責保険更新時期の記載

当該車両2台の運転席から目につくハンドルわきに、自賠責保険更新時期を記載したシールを貼り付け、日頃から、自賠責保険更新時期を認識できるようにした。

〔指摘事項〕 支払手続の遅延

(収納対策課)

「金融機関への税務調査手数料」（33円）について、請求に求づく支払手続を遅延し、請求日から53日後に支払っていた。

請求日から30日を超える支払であり、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」により、遅延利息の対象となる遅延である。遅延利息については、100円未満であったため支払は不要となったものの、法律の趣旨に反する不適切な事務処理である。令和2年度の事務執行においても同様の事例があり、指摘を受けて改善策を講じていたが繰り返されたものである。再発防止に向けて、事務処理手順を見直すとともにチェック体制を強化し、適正な請求があった場合は、速やかに支払手続を行われたい。

【講じた措置】

本件は、令和4年11月18日に「金融機関への税務調査手数料に係る請求書」の入った郵便物を受領した職員が、受領次第内容物（調査回答及び請求書）を仕分けるべきところ、正しく仕分けをせずに自身の書類管理ファイルにしまい込み、同年12月26日にファイルの整理を行っていたところ、未処理の請求書を発見したため、支払が大幅に遅れたものである。

令和元年度及び2年度にも、税務調査手数料の支払遅延が発生しており、その措置として、担当者は郵便物受領後直ちに仕分けを行い、内容物は該当の担当者へ配付する流れの徹底を図っていた。しかし、令和4年度は職員配置の関係で運用を変更しており、流れが徹底されずに再発した。その後対策を講じたが、令和5年10月にも同様の支払遅延が発生してしまった。

以上の事案発生を重く受け止め、抜本的な改善を図るべく、これまでの物理的な管理の改善に加え、記録上での管理を行うこととした。

まず、物理的な管理の改善策として、郵便物確認の流れを簡潔にすることとした。

係あての郵便物は1人の職員が全て開封し、内容物の確認を行う。この時点で、請求書があれば抜き取り、まとめて支払担当へ渡す。請求書を抜き取った後の郵便物は、各担当に配布する。担当は、受領次第内容物を確認し請求書が紛れていないかチェックする。これにより、郵便物確認の流れを簡素化しつつ複数職員でのチェック体制を維持する。

さらに記録上での管理として、予算執行管理を兼ねた「金融機関への税務調査」の管理簿を作成した。管理簿には、調査依頼日・調査先・回答及び請求書受領日・手数料額などの情報を入力する。これにより、調査依頼日から一定期間が過ぎたものに対する状況の確認をしやすいとする。

これらの対応について、課内で周知徹底を図り、再発防止に努めていく。

令和5年度第1回工事監査の結果に基づき講じた措置について

1 道路工事費及び公園工事費の積算を適正に行うべきもの

[指摘事項①] 道路工事費の積算を適正に行うべきもの (道路建設課)

都市計画道路補助第284号線（東新小岩北）整備（その2）及び排水施設（その3）工事（葛飾区東新小岩四丁目5番先から東新小岩六丁目12番先まで 工期：令和3年10月5日から令和5年1月10日まで 契約金額199,624,700円）は、南側エリアの下水道・電線共同溝工事を行い、安全で円滑な交通機能を確保し、道路環境を良好にするための都市計画道路整備工事である。

このうち、土工の土砂等運搬の積算で、改良土搬出現場における建設機械（土砂積込）の選定（機種・規格等）に誤りがあったため、約704,000円の過大積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、現場条件に即した建設機械の選定等、適正な積算を行われない。

【講じた措置】

本件積算上の誤りについては、改良土搬出において現場条件に即していない建設機械を選定したことが主な原因である。今後は積算及び照査において条件の確認等を従来以上に行うとともに、次のことを徹底し、再発防止に努める。

- ①設計積算に際しては、照査のための時間を計画的に確保する。
- ②道路建設課工事には、改良土搬入・搬出、土砂搬出（指定処分の区分）など類似した工種が多い。類似工種の建設機械の選定において、積算作業は形式化することなく、また、照査作業は細心の注意を払い作業に当たるようにする。
- ③設計、積算、照査作業にあたっては、積算基準等をよく確認するとともに、不明瞭な点があれば、担当者間や係内で検討し、遺漏の無いようにする。
- ④同様のミスが起こらぬよう、事例について情報を共有する。
- ⑤設計、積算、照査に関する個々の職員の知識と技術力を高めるとともに意識の向上に努める。

[指摘事項②] 道路工事費の積算を適正に行うべきもの

(道路補修課)

亀有さくら通り道路改修（その2）工事（葛飾区亀有一丁目12番先から亀有二丁目11番先まで 工期：令和4年7月22日から令和5年3月17日まで 契約金額134,768,700円）は、経年劣化した、排水施設・舗装・休憩施設等の更新、街路樹（さくら）の植替えなどを行い、利用者の安全性や利便性を高めるためのコミュニティ道路改修工事である。

このうち、歩道舗装工（インターロッキングブロック舗装18型等）の積算で、敷砂が余分に計上されていたため、約223,000円の過大積算になっていた。

また、地被類植栽工（タマリユウ等）の積算で、植付け費の施工単価を誤ったため、約292,000円の過大積算に、さらに、街路灯塗装工の積算で、塗装面積を誤ったため、約284,000円の過大積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、積算基準による施工単価の確認等、適正な積算を行われない。

【講じた措置】

本件積算上の誤りについては、以下の原因によるものである。工事費の積算にあたっては、積算基準及び積算システムを用いて算出を行っているが、歩道舗装工（インターロッキング舗装）の積算については、積算基準における説明と積算システムにおける敷材料（砂又は空練りモルタル）の取扱いの仕方に相違があったため、施工単価に差異が生じたものである。

また、地被類植栽工（タマリユウ等）については、工種の選定の錯誤により、街路灯塗装工の積算については、単位面積あたりの塗装回数算定の錯誤によるものである。

今後は、以下のことを徹底し、再発防止に努める。

- ①設計担当者及び照査担当者は、積算基準と積算システム（施工内訳表）を比較し、特に施工内訳表の構成について再確認を行う。
- ②設計担当者及び照査担当者は、他工事の担当者と情報共有を図りながら積算基準を繰り返し読むことで習熟し、数量や積算方法に錯誤がないよう十分確認する。
- ③設計照査については、材料品調書の数量と、各工種の延長面積規模が合致しているか、特に注意して検算する。また、金額については他工事の類似工種と金額比較を行うことで錯誤を防ぐ。

【指摘事項】 公園工事費の積算を適正に行うべきもの

(公園課)

白鳥わかば公園改修工事（葛飾区白鳥三丁目24番1号 工期：令和4年7月8日から令和5年2月28日まで 契約金額67,284,290円）は、老朽化した施設の更新、園路広場の改修、トイレ棟の改築などを行い、利用者の安全性や利便性を高めるための公園改修工事である。

このうち、建設廃材処理の路盤材運搬の積算で、運搬費の施工単価を誤ったため、約317,000円の過大積算になっていた。

また、地被類植栽工（ヒペリカムカリシナム）の積算で、植付け費の施工単価を誤ったため、約71,000円の過大積算に、さらに、低木植栽工（レンギョウ）の積算で、中・低木の規格（樹高）を誤ったため、約12,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、積算基準による施工単価の確認等、適正な積算を行われない。

【講じた措置】

本件積算上の誤りについては、いずれも適正な積算条件の選定への確認不足が主な原因である。今後は積算及び照査において条件の確認等を従来に増して十分に行うとともに、次のことを徹底し、再発防止に努める。

- ①積算及び照査に際して、工事規模に相当する時間と体制を確保する。
- ②設計担当者及び照査担当者は、現場条件等をもれなく把握し、適正な積算条件の選定とされていることの確認を徹底する。また図面と数量とを精緻に見比べ、誤りがないことを多重にチェックする。
- ③設計、積算、照査作業にあたっては、積算基準等をよく確認するとともに、不明瞭な点があれば、担当者間や係内で検討し、遺漏の無いようにする。
- ④同様のミスが起これぬよう、ミス事例について情報を共有する。
- ⑤個々の職員の工事設計に関する知識と技術力を高め、意識の向上に努める。